

刑務官の人事管理等について

1 刑務官の採用試験及び採用状況

刑務官の大部分は、人事院が実施する刑務官採用試験により採用している。

刑務官採用試験の内容は、高等学校卒業程度の一般的な知識及び知能を測るための教養試験，作文試験，人物試験のほか，身体検査（内科系検査等），身体測定（身長，体重等），体力検査（持久力，腹筋力等）を実施している。

身長及び体重については，公安施設に勤務する刑務官の業務の特殊性を考慮し，次のとおり基準を設けている。

身長：男子160cm以上・女子150cm以上

体重：男子47kg以上・女子43kg以上

人物試験においては，個別面接を実施した上，被面接者の人柄等について評価を行い，刑務官としての適格性について判断している。

過去3年間における，刑務官採用試験の受験倍率は，毎年10倍を上回っており，相応の受験者を確保できており，採用自体に大きな問題は認められない。

また，刑務官採用試験以外にも人事院が実施する他の試験（種・種試験）からの採用，施設の秩序維持を図ることを目的とする警備隊要員の選考などがある。

（注）他の試験の例

種試験

大学卒業程度の試験内容で，各省庁の上級幹部候補である国家公務員を採用するためのもの

種試験

大学卒業程度の試験内容で，各省庁の中級幹部候補である国家公務員を採用するためのもの

2 刑務官の研修・昇進制度

(1) 研修の種類等

刑務官の研修は、矯正研修所及び全国8か所の矯正研修支所において、専属のスタッフを配置して行っている。

刑務官に関する主な研修は次のとおりである。

- ア 刑務官等研修課程初等科（初等科研修）
新採用職員に対する基礎的教育訓練
- イ 刑務官等研修課程中等科（中等科研修）
初級幹部職員となるのに必要な教育訓練
- ウ 中級管理研修課程中級管理科（中級管理科研修）
中級幹部職員となるのに必要な教育訓練
- エ 高等研修課程高等科（高等科研修）
上級幹部職員となるのに必要な教育訓練

また、上記研修以外に、特定の分野に関する専門的教育訓練を行う研修のコース、矯正に関する学理及び制度並びにその運用の調査研究を行う研究研修のコースも設けている。

(2) 初等科研修の概要

初等科研修においては、刑務官として必要な学術、実務及び術科を修得させるための基礎的教育訓練を7か月間にわたって実施している。同研修の研修科目は、行刑法、刑事法、刑事政策等の専門科目と集団行動訓練、救急法、護身術等の実技科目とに分類することが可能であるが、両者の比率はおおよそ7対3である。

(3) 昇進に関わる研修の概要

刑務官研修課程中等科及び高等研修課程高等科は、いわゆる昇任研修であり、一部の例外を除き、毎年行われる競争試験において選抜された一定数の者のみが受講でき、かつ、これらの研修を卒業した者は、中等科研修卒業者については、係長クラスまで、高等科研修卒業者については課長クラス以上に（特に優秀な者は、所長、管区長まで）、それぞれ昇任する。

優秀な幹部職員の確保を図るため、各施設においては、これらの試

験の積極的な受験について奨励している。

(4) 人権研修の状況

一連の名古屋刑務所事案を発端として、刑務官に対する人権教育の強化の必要性が指摘されているが、各種研修において、人権意識の啓発に関する科目を増やす等、人権問題に係る研修の充実を図っているほか、平成14年度から、現場第一線で指導監督する立場にある中間監督者を対象として、新たに処遇実務監督者研修を実施し、あるいは、自庁用研修教材の作成に着手するなど、一層の充実強化に努めている。

3 刑務官の異動状況

(1) 幹部職員等の異動の現状

ア 上級・中級幹部職員

課長職以上の上級・中級幹部職員は、原則として、刑務所等で採用され、試験による選抜を経て高等研修課程高等科を修了した者の中から登用する。

これらの職員については、概ね2年ごとに矯正局、矯正管区、他の刑務所等との間で人事異動を実施している。

イ 初級幹部職員

係長等の初級幹部職員（中間報告において「現場責任者」とされているクラス）については、原則として、刑務所等で採用され、試験による選抜を経て中等研修課程中等科を修了した者の中から登用しており、概ね8年から10年ごとに矯正管区、他の刑務所等との間で人事異動を実施している。

なお、これら係長等の初級幹部職員のうち、試験による選抜を経て中級管理研修課程中級管理科を修了した者の中からも課長相当職等の幹部職員への登用を行っており、その者については、高等科修了の幹部職員に準じ、概ね2、3年ごとに他の刑務所等との間で人事異動を実施している。

(2) 一般職員の異動の現状

従来は、原則として人事異動の対象ではなかったところ、平成9年から人事異動の対象とし、人事異動を実施しているが、現時点では、

他の刑務所等の勤務経験がある職員は必ずしも多くない。

(3) 問題点

幹部職員については、概ね2年ごとに人事異動を実施しているものの、一般職員については、異動の頻度が少なく、これが幹部職員と一般職員の意識のかい離を生むとともに、長年勤務する一般職員による特殊な施設風土を形成する要因となっているおそれがある。

また、一般職員が処遇現場を直接掌握していることから、2年程度で異動する統括・課長等の幹部職員による監督機能が十分に発揮できていないおそれがある。

さらに、初級幹部職員が同一施設内の同一ポストに長期にわたり在職するために、職務のマンネリ化を招いたり、ボス化する場合があるなど、適正な人事配置が行われていないおそれがある。

(4) 対策

ア 施設間異動の在り方について

上級・中級幹部職員については、施設職員との馴れ合いを生じることのないよう留意しつつ、現行の概ね2年ごとの異動を概ね3年ごととなるよう異動計画を組む。

初級幹部職員や一般職員は、同一施設での勤務が長期化することの弊害が指摘されていることから、初級幹部職員の異動については、現行の概ね8年から10年ごとの異動間隔を短縮するよう努め、一般職員については、職務能力の向上を図る等の目的から、他の刑務所等の勤務を経験させる機会を更に増やすよう努める。

ただし、これらの実施に当たっては、相応の予算上の措置が必要となる。

イ 幹部職員の育成等について

幹部職員の育成を図るには、経験、能力に応じた適材適所の人事配置を行うことはもとより、矯正研修所における教官の能力向上を図り、研修内容・方法等を充実させるとともに、研修の機会を増やすことにより、幹部職員の職務執行力の向上を図るとともに、特に若手の幹部候補者に実務経験をより多く積ませるよう運用を改めて

いく。

さらに、監督者の能力が低いと判断される者については、降任・降格人事も積極的に行うなど、弾力的な人事管理を行う。

ウ その他

施設においては、個々の職員の同一ポストに対する在職期間に留意し、長期在職に伴うマンネリ化の防止を図るとともに、より上位の監督者による十分な監督機能が発揮できているかどうか、常時検証を行うよう努める。

4 刑務官の勤務条件の現状

現場第一線の刑務官の多くは、交替制勤務に従事しており、昼夜勤務や早朝からの勤務に服している。

また、それらの刑務官の勤務は、被収容者のいる持ち場に配置され、担当として業務を遂行するものであり、あらかじめ予定されていた担当が欠けた場合には、代替の担当を配置しなければならいという性格のものである。

したがって、収容増に伴い、担当一人が受け持つ被収容者数が増加することにより、刑務官の業務量は増大しており、勤務条件は急激に悪化している。

刑務官の採用状況

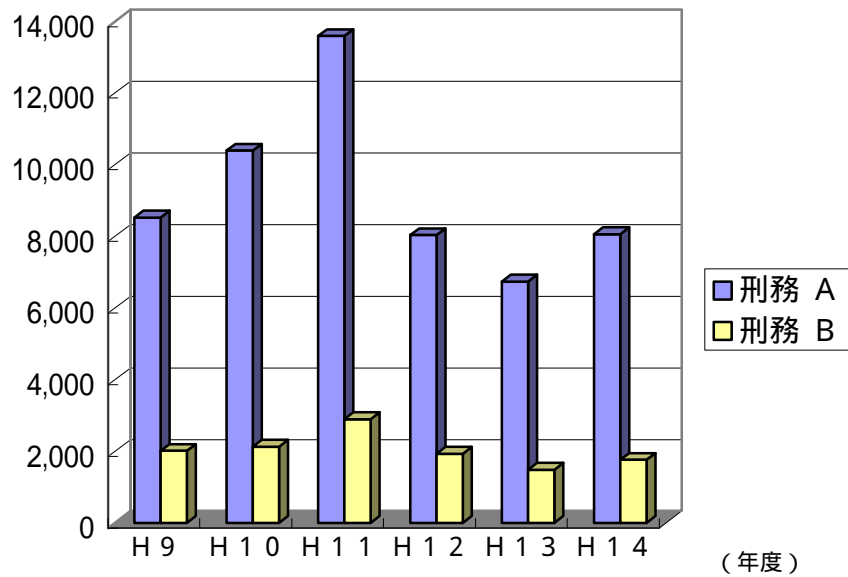
採用試験の種類	受験資格等	試験種目	採用時の階級	採用時の職務の級	平成15年 4月1日付け 採用者数(人)
刑務官採用試験	試験実施年度の翌年度の4月1日 現在18歳以上30歳未満の者 (刑務官採用試験の実施状況は別 紙のとおり)	第1次試験 教養試験(多枝選択式) 作文試験 第2次試験 人物試験	看守	公安職(一) 1級	469
武道選考 (柔剣道有段者) 採用試験	試験実施年度の翌年度の4月1日 現在18歳以上30歳未満の者で 次に掲げる者 年齢22歳未満の者:2段以上 年齢22歳以上の者:3段以上	身体検査 身体測定 体力検査	看守	公安職(一) 1級	52
国家公務員採用 種試験 (行政,法律,経済)	試験実施年度の翌年度の4月1日 現在22歳以上34歳未満の者又 は22歳未満で別に定める要件を 満たす者	第1次試験 教養試験(多枝選択式) 専門試験(多枝選択式) 第2次試験 専門試験(記述式) 総合試験(記述式) 人物試験	副看守長	公安職(一) 3級	4
国家公務員採用 種試験 (行政)	試験実施年度の翌年度の4月1日 現在22歳以上30歳未満の者又 は22歳未満の者で別に定める要 件を満たす者	第1次試験 教養試験(多枝選択式) 論文試験(小論文) 専門試験(記述式) 専門試験(多枝選択式) 第2次試験 人物試験	看守部長	公安職(一) 2級	0

刑務官採用試験実施状況

年 度	申込者数（人）			合格者数（人）			倍率（倍）		
	刑務 A	刑務 B	計	刑務 A	刑務 B	計	刑務 A	刑務 B	計
H 9	8,528	2,013	10,541	709	104	813	12.0	19.4	13.0
H 1 0	10,393	2,126	12,519	714	138	852	14.6	15.4	14.7
H 1 1	13,592	2,902	16,494	780	128	908	17.4	22.7	18.2
H 1 2	8,038	1,937	9,975	557	116	673	14.4	16.7	14.8
H 1 3	6,739	1,492	8,231	663	146	809	10.2	10.2	10.2
H 1 4	8,062	1,764	9,826	768	123	891	10.5	14.3	11.0
H 1 5	7,180	1,508	8,688						

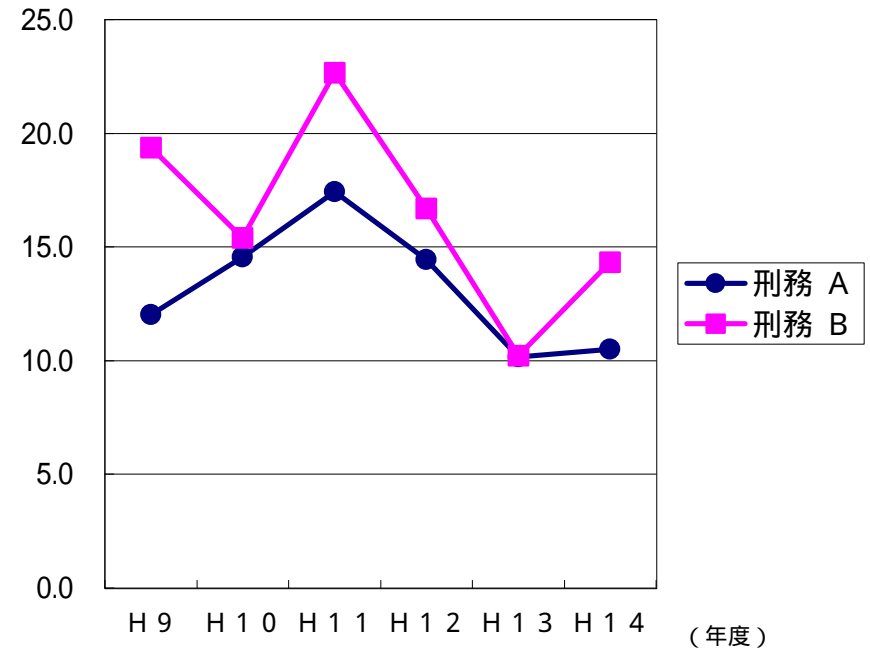
申込者数の推移

(人)

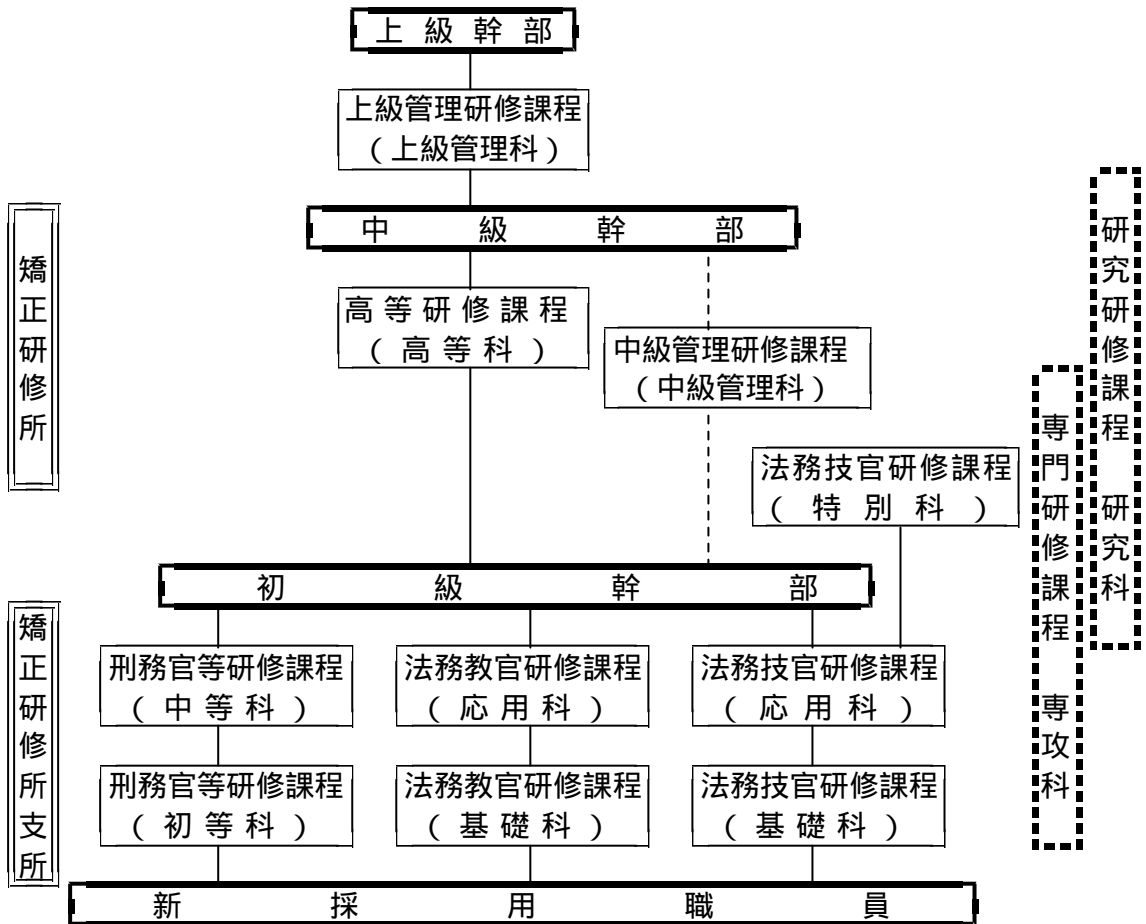


倍率の推移

(倍)



刑務官等の研修体系



矯正研修の各課程

矯正研修所（東京都府中市）のほか、全国 8 か所の矯正研修所支所において、以下の研修を実施している。

1 刑務官等研修課程

- (1) 初等科 新採用職員に対する教育訓練（約 7 か月間（施設における実務研修を含む。））
- (2) 中等科 中等科研修入所試験合格者， 種試験採用者等に対する初級幹部となるための教育訓練（約 3 か月（同上））

2 法務教官研修課程（少年院等に勤務する教官対象）

- (1) 基礎科 新採用職員に対する教育訓練（約 7 か月間（同上））
- (2) 応用科 専門官に対する教育訓練（約 3 か月間（同上））

3 法務技官研修課程（資質鑑別に従事する技官対象）

- (1) 基礎科 新採用職員に対する教育訓練（約 8 か月間）
- (2) 応用科 専門官に対する教育訓練（約 3 か月間）
- (3) 特別科 応用科修了者に対する教育訓練（約 2 週間）

4 高等研修課程

高等科入所試験合格者及び I 種試験採用者に対する上級幹部職員となるための教育訓練（約 6 か月）

5 中級管理研修課程

中級管理科入所試験合格者に対する中級幹部職員となるための教育訓練（約 2 か月）

6 上級管理研修課程

矯正施設の部長，次長又は課長（相当職を含む）に対する更に上位の幹部職員となるのに必要な教育訓練（約 1 週間）

7 専門研修課程

特定の分野に関する矯正実務の習熟及び知識技能の向上を図るための教育訓練

8 研究研修課程

矯正に関する学理及び制度並びにその運用の調査研究

（注） 矯正研修所で実施する研修

法務技官研修課程特別科，高等研修課程，中級管理研修課程，上級管理研修課程，専門研修課程，研究研修課程

矯正研修所支所で実施する研修

刑務官等研修課程，法務教官研修課程，法務技官研修課程（特別科以外），専門研修課程

人権教育に係る研修の実施状況（平成14年度実績）

矯正研修所及び同支所（全国8か所）等で実施した各種研修において、被収容者の権利保障・権利制限等に係る研修、被収容者の人権に関する条約等に係る研修及び主な人権問題に係る研修を実施した。また、人権意識の一層の向上を図るため、新たに処遇実務監督者研修を実施した。

研修名，参加人員

・ 刑務官等研修課程	22コース	551名受講
・ 法務教官研修課程	11コース	220名受講
・ 法務技官研修課程	2コース	15名受講
・ 高等研修課程	1コース	95名受講
・ 中級管理研修課程	1コース	23名受講
・ 上級管理研修課程	1コース	41名受講
・ 処遇実務監督者研修	1コース	178名受講
合 計	39コース	1123名受講

研修の方法

講義，実技

主な研修科目

- 1 行刑法（刑務官等研修課程） 概ね60時間（人権教育に係る時間は特定できない）
- 2 少年院法（法務教官研修課程，法務技官研修課程） 概ね40時間（人権教育に係る時間は特定できない）
- 3 憲法（刑務官等研修課程，法務教官研修課程，法務技官研修課程，処遇実務監督者研修） 概ね14時間
- 4 人権問題（刑務官等研修課程，法務教官研修課程，法務技官研修課程，上級管理研修課程） 概ね2時間
- 5 人権擁護（高等研修課程，刑務官等研修課程） 概ね2時間
- 6 被収容者処遇に関する国際準則（刑務官等研修課程，法務教官等研修課程） 概ね2時間
- 7 少年司法と国際準則（高等研修課程のうち法務教官・法務技官） 6時間
- 8 セクシュアルハラスメント（中級管理研修課程，上級管理研修課程，高等研修課程，刑務官等研修課程，法務教官研修課程，法務技官研修課程） 概ね2時間
- 9 被収容者をめぐる人権思潮（中級管理研修課程，上級管理研修課程，高等研修課程，処遇実務監督者研修） 概ね2時間
- 10 犯罪被害者の現状（高等研修課程，法務教官研修課程） 2時間
- 11 矯正施設における人権（高等研修課程） 6時間

新たに実施した人権研修（処遇実務監督者研修）

名古屋刑務所事案における問題点の認識

- 1 従来，刑務官に対して行ってきた人権研修の成果が，実務に十分に反映されていなかった。
- 2 刑務官の養成を図る上において，矯正研修所の果たす役割は大きい，適正な職務を執行する職員が育成できていなかった。

対応策

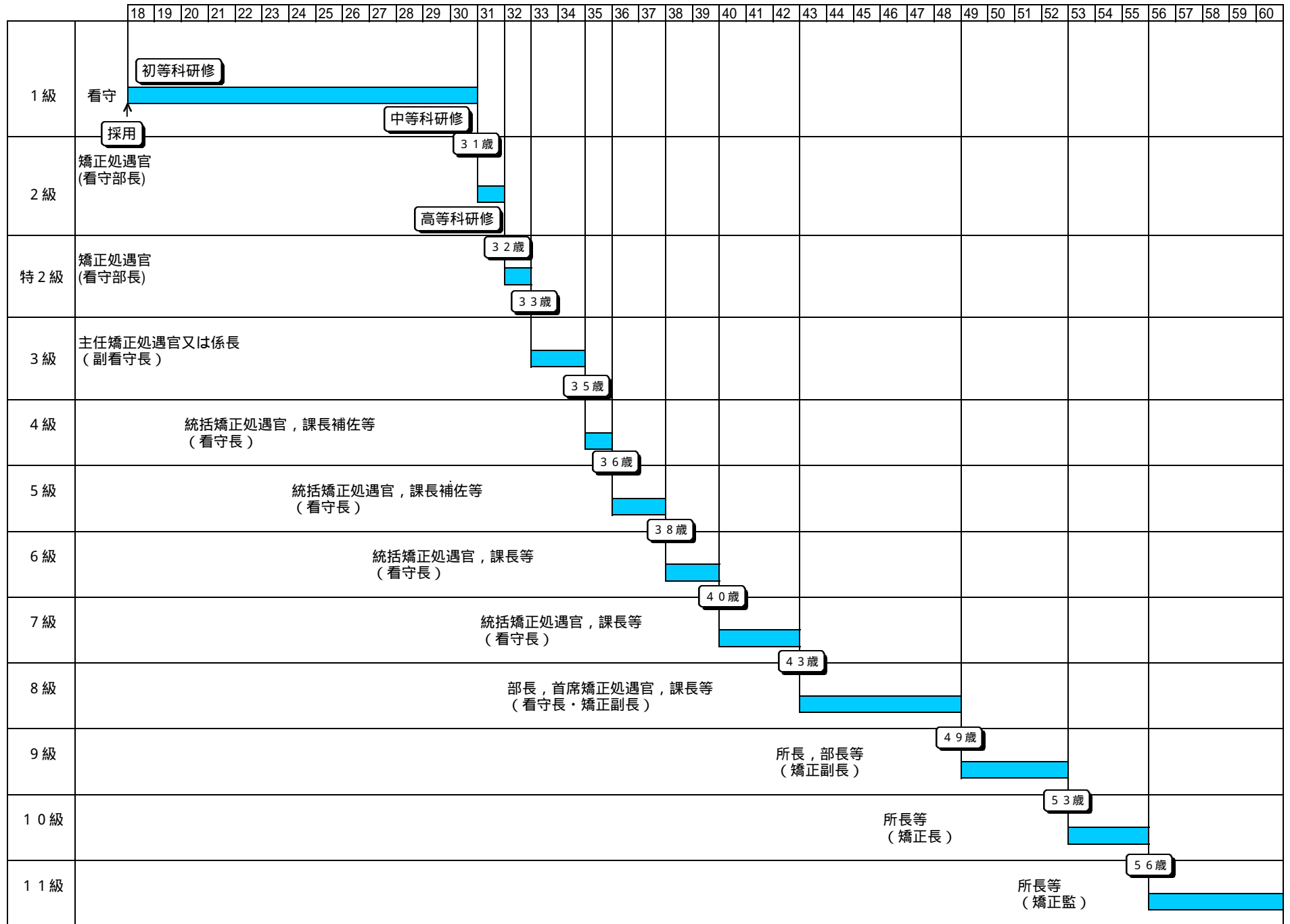
人権研修が座学のみとなることがないように，実際の処遇等の場面を想定した内容を盛り込んだ研修を集中的に行うことにより，研修の成果を実務に反映させる。特に，矯正施設の現場第一線で指導監督する立場にある中間監督者の指揮能力を高める。

実施状況

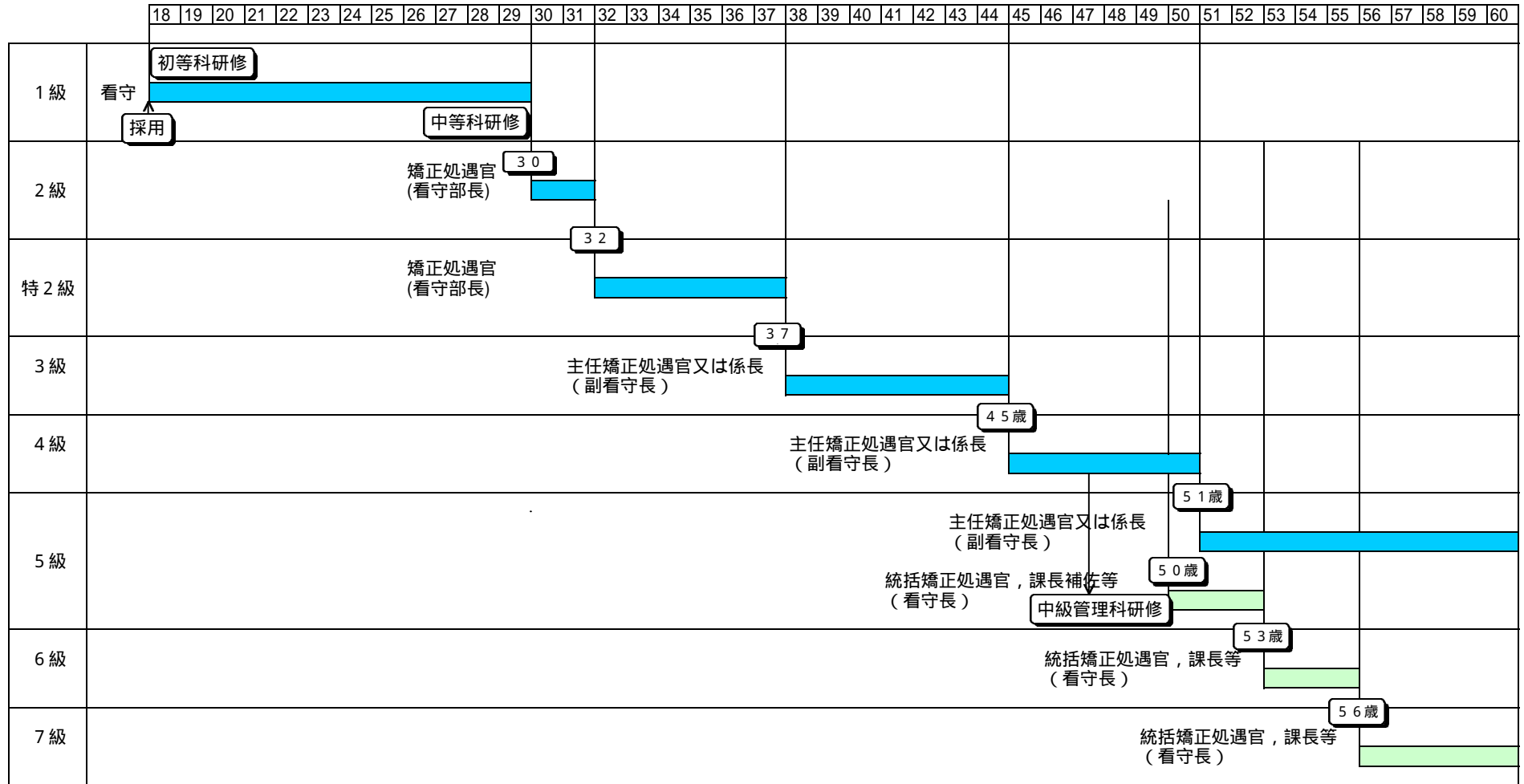
平成14年度	
期 間	4日間（平成15年1月から3月まで）
実施場所	矯正研修支所6か所（札幌支所及び高松支所を除く）
対 象 者	矯正施設の被収容者処遇を直接担当する統括専門官クラスの中間監督者 178名
内 容	「憲法」，「被収容者をめぐる人権思潮」，「海外における矯正事情」，「実力行使とその限界」，「戒具使用方法（実技）」，「特別公務員暴行陵虐罪について」，「幹部職員としての勤務姿勢」，「研究討議」 * 施設に帰庁後，伝達研修を実施した。
講 師	大学教授，検察官，本省職員等

平成15年度	
期 間	3日間（平成15年8月から9月まで）
実施場所	矯正研修支所7か所（高松支所を除く）
対 象 者	行刑施設の被収容者処遇を直接担当する統括矯正処遇官，主任矯正処遇官及び少年施設の統括専門官 252名
内 容	「被収容者をめぐる人権思潮」，「人権が侵害されるとき」 「戒具の運用」，「戒具使用の留意点」，「戒具使用方法（実技）」 「K J S T（矯正版J S T）」，「中間監督者の役割」 * 施設に帰庁後，伝達研修を実施する予定
講 師	大学教授，本省職員等

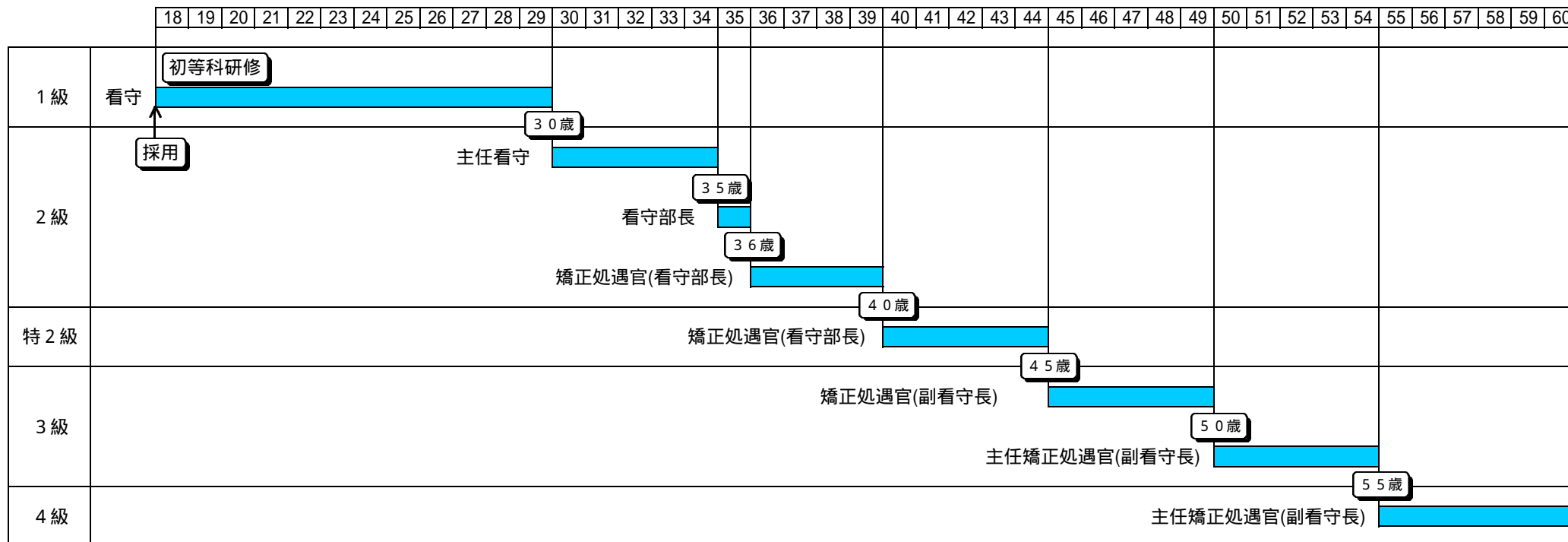
高等科グループ昇任例・別紙2 - 8



中等科グループ昇任例・別紙2 - 9

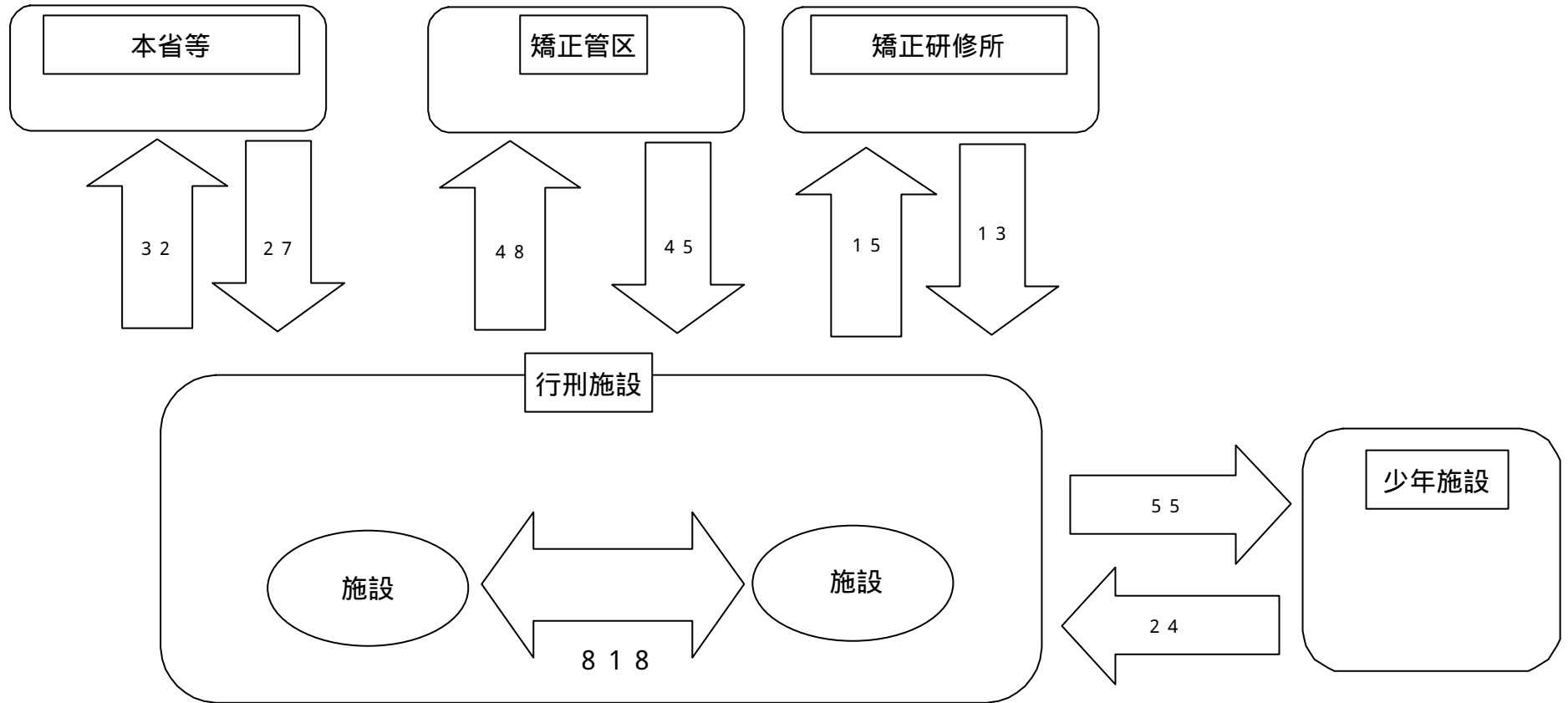


初等科グループ昇任例



行刑施設における人事異動の状況
(平成15年4月1日付け異動分)

(単位：人)



参考：研修グループ別の異動状況（行刑施設からの転出者についてのグループ別の割合）

高等科	62.6%
中等科	14.7%
初等科	22.7%

刑務所等職員の勤務条件の現状

職員負担率の増

職員 1 人当たりの被収容者数

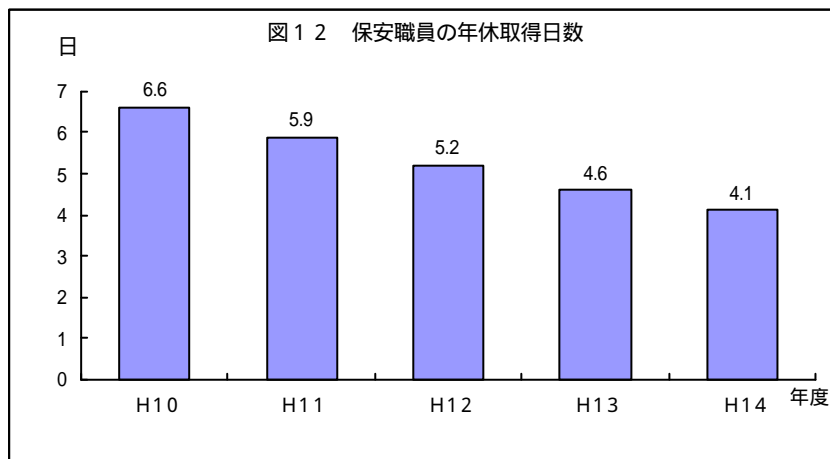
H10 : 3.0 人 H15 (8 月末日) : 4.3 人

年休取得の減

保安職員の年次休暇取得日数

H10 : 6.6 日 H14 : 4.1 日

(2 . 5 日減)



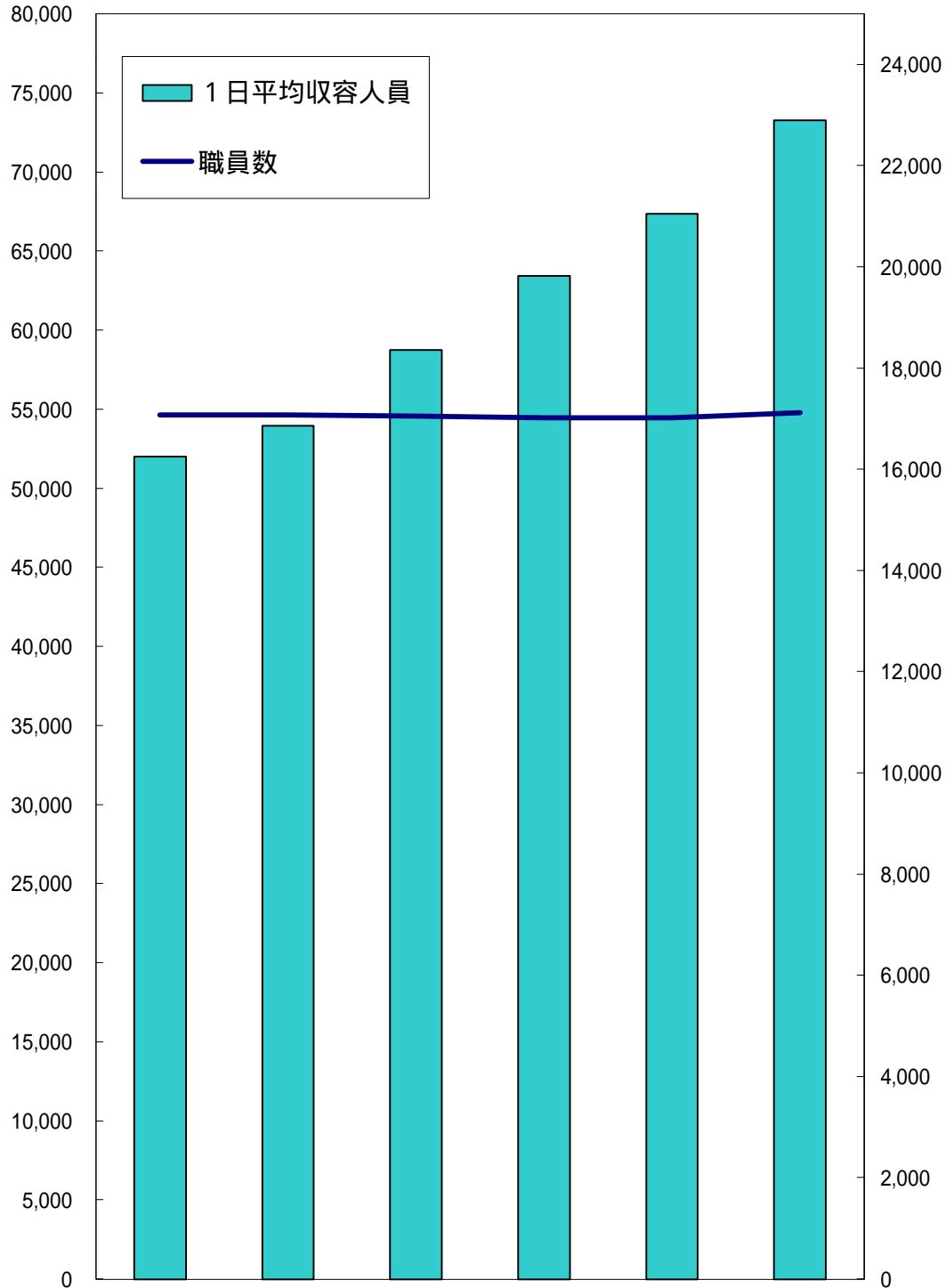
常態的超過勤務・休日出勤

4 週 8 休の確保が困難 (7 4 庁中 6 8 庁で確保できていない。)

行刑施設における収容人員と職員数の推移

(被収容者数：人)

(職員数：人)



区分	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年 (8月末日)
1日平均収容人員	51,986	53,947	58,747	63,415	67,354	73,273
職員数	17,075	17,077	17,055	17,011	17,017	17,119

平成15年8月末日の1日平均収容人員は速報値。